

「懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の都民税利子割納入申告書」記載の方法

懸賞金付預貯金等の懸賞金等の特典 都民税 都民税 都民税		東京都中央都税事務所長 都民税 都民税		特別徴収 都・営 所在地及び名称	
種 類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、振当証 券の利息、貴金属等の売買し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替 差益、一時扶養老保険、一時払損害保険等の差益 ※記載にあつては裏面の記載要領をご参照ください。 ※納金申告書は、切りはかりで金融機関等に提出してください。	令和 年 月 日提出 特別徴収義務者番号	税務 担当者 (電話)	法人番号	
課 税	区分 ⑩ 懸賞金付預貯金等 11 ⑪ 固定期積金 12 ⑫ 掛金 13 ⑬ 振当証 14 ⑭ 貴金属等売買 15 ⑮ 外貨建預貯金等 16 ⑯ 一時払保険等 17 ⑰ 非居住者 18 ⑱ その他 19 計 20	金額 21 22 23 24 25 26 27 28	税額 21 22 23 24 25 26 27 28	処理 事項 1 6 0 2 支払金額(課税) 01 特別徴収税額 02 (延滞金) 03 納入金額合計 04	
非課 税	課税事務所 指定金融機関名 (取りまとめ店) ゆうちょ銀行 (取りまとめ店) 上記のとおり利子割の納入について 申告します。	東京都中央都税事務所 みずほ銀行公務第一部 東京貯金事務センター(〒330-9794)	受 付 印	(東京都保管)	

特別徴収税額計算書

欄	記載のしかた	
種類	該当する利子種類欄に、「支払金額」、「税額」をそれぞれ記載します。	
課 税	利子割が課される利子等の支払金額を記載します。	
非課税		利子割の非課税規定により利子割が課されないものについて以下のとおり記載します。
	非居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人を居住者といいます。これ以外の方は非居住者に該当し、非居住者が支払を受ける利子等については、非課税となります。
	その他	身体障害者等に係る少額預金の各元本350万円までの利子等、財産形成住宅貯蓄等の元本550万円までの利子等の非課税分についてはこの欄に記載してください。
摘要	申告区分を「その他」とした場合は、この欄に納入の理由を記載してください。	

納入申告書

欄		記載のしかた
令和 年 月		利子等の支払をした年月（和暦）を記載してください。 申告納入は、法定納期限（利払年月の翌月10日）の翌日から起算して5年を経過したものについては必要ありません。 「平成」と記載された納入申告書を使用する場合は、「平成」部分を二重線で消し「令和」と記入してください。
令和 年 月 日提出		納入申告書を提出する年月日（和暦）を記載してください。
特別徴収義務者・取扱営業所等		本店又は取扱営業所の所在地及び名称を記載します。都民税利子割等の事務処理を行う担当部署の名称及び連絡先の電話番号も記載してください。併せて処理担当者名も記載いただきますようお願いします。
特別徴収義務者番号		東京都で付与した9桁の番号を記載してください。
法人番号		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき国税庁長官から指定された 13桁の法人番号 を記載します。
処理事項	申告区分	申告区分について、「期限内・期限後」又は「その他」のいずれか該当するものに〇してください。
		・期限内・期限後：期限内申告又は期限後申告（当初申告）の場合 ・その他：申告後に、不足税額を追加納入する場合 <u>※ 「その他」を選択した場合は、左側の「特別徴収税額計算書」の「摘要」欄に納入の理由を記載してください。</u>
支払金額（課税）		特別徴収税額計算書の「課税」欄の「支払額」の金額を記載します。
特別徴収税額		特別徴収税額計算書の「計」欄の「税額」の金額を記載します。
(延滞金)		<u>※ 記載しないでください。</u> （納期限後に納入する場合は延滞金額が課せられますが、本税納入後、中央都税事務所において計算のうえ延滞金の納付書をお送りします。）
納入金額合計		「税額」を記載します。

※ 都内の営業所等分を一括納入する場合には、「営業所等別明細書」を作成し、添付提出してください。